

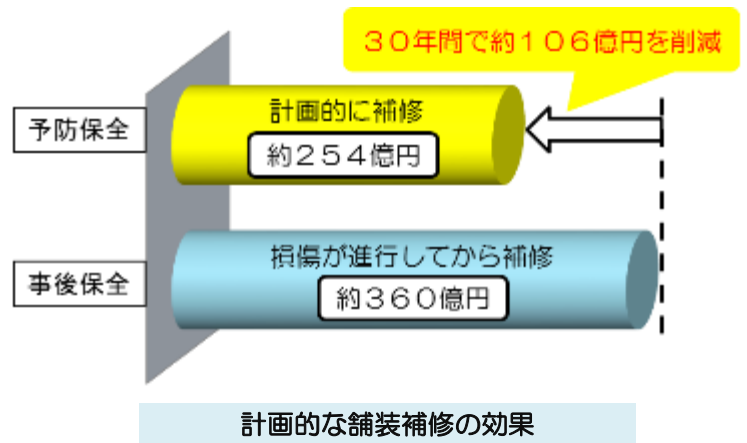
～提案・要望事項～

○舗装や道路構造物の点検・補修等を確実に実施し、国土強靱化に資する安全で快適な道路空間の創出と保全を推進するため、十分な財源を確保すること。また、公共施設等適正管理推進事業債(以下、公適債)の時限措置の延長または撤廃をすること。

【現状】

◆道路施設の計画的な点検・補修の実施

- 道路舗装は、幹線道路等について、定期的に調査を行い、損傷箇所の早期修繕を行うとともに、計画的に予防保全を行うことで、30年間で約106億円の縮減を見込んでいる。
- 道路標識、道路照明灯など道路構造物について、個別施設計画に基づき、計画的に点検・補修等を実施している。



【課題】

- 老朽化が進行する道路施設の早期対応と長寿命化、維持管理費の平準化及び将来の補修費用削減のために、財源の確保が必要。
- 公適債は、舗装（表層）、小規模構造物（道路標識、道路照明灯）の老朽化対策に活用しており、令和3年度までとなっている時限措置の延長または撤廃が必要。



基部の腐食により倒壊した道路照明灯

- ・老朽化が進行する道路施設に早期対応するため、財源の確保が必要
- ・公適債の時限措置の延長または撤廃が必要

◆事業費及び国庫補助額

	令和元年度※	令和2年度※	令和3年度（見込額）
事業費	96,454千円	279,200千円	350,000千円
国庫補助額 (要望額)	48,227千円 (146,690千円)	139,600千円 (174,500千円)	【要望額】 【175,000千円】

※ 補正及び防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策分を除く

【本件に関する連絡先】

建設局 土木監理課長 林 寛 (TEL:072-228-7416)